

「源泉徴収サブシステムサーバ設備等のリース及び保守業務」調達仕様書(案)にかかる意見等

平成27年4月30日

標記について、お寄せいただいたご意見等および日本年金機構からの回答は次のとおりです。

| 項番 | 仕様書の該当箇所   |                               | 区分 | 意見等内容                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          | 回答                                                                                                                             |
|----|------------|-------------------------------|----|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|    | 頁          | 章番号等                          |    |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |                                                                                                                                |
| 1  | 5<br>6     | 2.4.3                         | 要望 | 図2.4.3.1 システム概要構成図(本番環境)のディスク装置①、図2.4.3.2 システム概要構成図(稼働維持環境)のディスク装置③にFCケーブルの接続結線が必要と見受けられます。当該箇所へのFCケーブルの接続結線について追記をお願い致します。<br>「本調達における受託者の責任範囲は、「図2.4.3.2 システム概要構成図」を参照のこと。」との記載がございますが、「図2.4.3.1 システム概要構成図(本番環境)」についても対象範囲に含まれると思われまますので、追記をお願い致します。                                                                                                         | ご指摘のとおり、左記各ディスク装置へのFC結線について記載漏れがありますので、「図2.4.3.1」および「図2.4.3.2」に追記を行います。<br>ご指摘をふまえ、項2.5.1に追記を行います。                             |
| 2  | 7          | 2.5.1                         | 要望 | 同様に、2.5.1 (2)搬送、搬入に伴う役務 ⑥に「「図2.4.3.2 システム概要構成図」の本システム内の接続ケーブル、OAタップを必要数分用意すること。」との記載がございますが、「図2.4.3.1 システム概要構成図(本番環境)」についても対象範囲に含まれると思われまますので、追記をお願い致します。                                                                                                                                                                                                      |                                                                                                                                |
| 3  | 17         | 2.6.1<br>(2)                  | 提案 | 成果物の納入について、「電子媒体及び紙媒体は、それぞれ正副各1式納入すること。」との記載がございますが、テスト結果報告書をはじめとした印刷量の多い成果物については、環境への配慮および経費の削減(大量の紙印刷の抑制等)の観点から、別途、日本年金機構様と協議の上、電子媒体、または紙媒体での納入としてはいかがでしょうか。                                                                                                                                                                                                 | ご提案をふまえ、テストエビデンス等、紙媒体での納入にあたり多大な印刷量が見込まれる成果物の全部または一部については、電子媒体のみの納入を可とします。<br>なお、上記措置の対象となる成果物については、別途、日本年金機構と協議を行い決定するものとします。 |
| 4  | 18         | 表2.6.2.1<br>項番8、9             | 要望 | P22「2.8.1 全体概要スケジュール」にて、機器納入日を平成27年12月1日(予定)とされている一方で、機器納入後に実施する初期動作確認報告書(表2.6.2.1 主な成果物一覧の項番8「初期動作確認報告書(高井戸本部)」および項番9「初期動作確認報告書(遠隔地データセンター)」)の納入期日についても同日の平成27年12月1日とされており。初期動作確認報告書の納入期日については、1週間程度の余裕を持たせたスケジュールとして頂けますようご検討のほど宜しくお願い致します。                                                                                                                  | 機器本体のみならず、初期動作確認報告書の納入をもって納入役務が完了します。<br>したがって、初期動作確認報告書の納入時期は、機器の納入期限たる平成27年12月1日となります。                                       |
| 5  | 19         | 表2.6.2.1<br>項番20              | 提案 | 項番20 消耗品一覧について、「機構が別途調達を行うDVD-Rの価格、仕様及び交換頻度等の情報を一覧に記載したドキュメント。」との記載がございますが、調達仕様書(案)上、DVD-Rに関する記述が見受けられません。<br>当該、消耗品一覧に記載する情報としては、定期的に交換が必要となるプリンターやLTOカートリッジなどの消耗品と理解しております。<br>そのため、消耗品一覧の概要としては、「機構が別途調達を行う消耗品・交換部品等の価格、仕様及び交換頻度等の情報を一覧に記載したドキュメント。」といった記述に見直しをされてはいかがでしょうか。                                                                                | ご意見をふまえ、「消耗品一覧」にかかる記載について、見直しを行います。                                                                                            |
| 6  | 20         | 2.7.1                         | 要望 | 契約延長後の保守経費について、「ハードウェア保守費、ソフトウェア保守費及び運用経費に関しては、同等のサービスを同額又はそれ以下で提供すること。」との記載がございますが、ハードウェアならびにソフトウェアの延長サポートサービス等については、一般的に通常のサポートと比較し、価格が増額される傾向があり、同額又はそれ以下での提供が困難となる場合があります。<br>そのため、保守経費については、契約延長時の各メーカーが提供するサポートサービスの価格等を考慮の上、貴機構と協議の上、決定する旨の記載を追記頂けますようご検討のほど宜しくお願い致します。                                                                                 | 調達仕様書(案)に記述のとおり、「ハードウェア保守費、ソフトウェア保守費及び運用保守経費に関しては、同等のサービスを同額又はそれ以下で提供すること」を契約延長時の要件とします。                                       |
| 7  | 20         | 2.7.1                         | 提案 | 「契約期間は、契約締結日から平成33年1月31日までとし…」との記載があり、賃貸借期間が62ヶ月(延長最大66ヶ月)となりますので、標準的な機器耐用年数(60ヶ月)を超過します。標準耐用年数を超過すると保守等経費が増加する機器もあり、また年間契約が必要なソフトウェアライセンス・サポートの効率的な利用の観点から、経費の最適化のためご契約期間を延長最大60ヶ月以下とされることをご提案致します。                                                                                                                                                           | 調達仕様書(案)に記述のとおり、賃貸借期間は62ヶ月(延長最大66ヶ月)とします。                                                                                      |
| 8  | 20         | 2.7.1(1)                      | 要望 | 「支払い対象期間」について「納入、環境構築、テスト支援役務に係る一時経費:契約締結日より平成28年10月2日まで」との記載がございますが、「2.6.2 納入成果物一覧」では環境設計証明書やプロジェクト完了報告書の納入期限が10月15日までとなっておりますので、記載の見直しをお願い致します。                                                                                                                                                                                                              | ご指摘をふまえ、一時経費に係る支払対象期間の終期について、平成28年10月15日へと修正を行います。                                                                             |
| 9  | 26         | 表3.2.1.1<br>表3.2.1.2<br>項番2   | 要望 | Web/APサーバおよびDBサーバのCPU要求仕様に「ホットプラグ、ホットスベアに対応し、スベアディスクを1本以上搭載すること」と記載がございますが、ディスク装置の要求仕様に見受けられますので、記載の削除をお願い致します。                                                                                                                                                                                                                                                | ご指摘の、「ホットプラグ、ホットスベアに対応し、スベアディスクを1本以上搭載すること」の部分については、誤記のため削除します。                                                                |
| 10 | 26～30<br>4 | 3.2.1<br>表2.4.2.1             | 要望 | P26～P30の各サーバの外部記憶装置の要求仕様にて、「内蔵RDXドライブ ×1」との記載がございますが、内蔵RDXドライブの使用用途はシステムバックアップ用と理解しております。しかし一方で、P4 表2.4.2.1では、バックアップサーバの説明に、「WEB/APサーバ、DBサーバのシステムバックアップ、DBサーバのデータバックアップを集中管理する」との記載があり、記載内容に一部相反、もしくは機能の重複が見受けられます。また、バックアップサーバは本番環境、稼働維持環境ともに1台構成のサーバであり、可用性、信頼性の観点から上記機能の実装には適さないものと考えます。P4 バックアップサーバの説明として、「LTOカートリッジへのデータバックアップを管理する」といった旨の記載に見直しをお願い致します。 | バックアップ・リストア要件ならびにこれにかかるハードウェア要件およびソフトウェア要件については、本公示時にあらためて提示します。                                                               |
| 11 | 31         | 表3.2.2.1<br>ディスク装置①<br>要求仕様   | 提案 | 項番:1 項目:インターフェース について、「active-activeで利用可能であること」の文言の追記をお願い致します。<br>本要件を追加することにより2コントローラでも最大限の性能を発揮することが可能となり、また負荷分散が可能となりますので障害の発生率を抑制することができ、可用性の向上にも繋がります。                                                                                                                                                                                                    | 項番10を参照してください。                                                                                                                 |
| 12 | 31         | 表3.2.2.1<br>ディスク装置①<br>要求仕様   | 提案 | 項番:3 項目:内蔵HDD について、「分散スベアディスク方式であること」の文言の追記をお願い致します。<br>本要件を追加することによりスベアディスクへのデータ退避の時間を短縮することが可能となり、RAID5での使用環境においても可用性の向上が可能となります。                                                                                                                                                                                                                            | 項番10を参照してください。                                                                                                                 |
| 13 | 31         | 表3.2.2.1<br>ディスク装置①<br>要求仕様一覧 | 提案 | 項番:3 項目:内蔵HDD について、「搭載ディスクの全てを利用して単一のストレージプールを作成可能なこと」の文言の追記をお願い致します。<br>本要件を追加することにより単一のプールから必要なだけのボリュームをサーバに割り当てることが可能となり、搭載した容量を極限まで高効率にて利用することが可能となります。また単一のプールを作成することで物理設計が不要となるので、運用性の容易化が可能となります。                                                                                                                                                       | 項番10を参照してください。                                                                                                                 |

| 項番 | 仕様書の該当箇所<br>頁 | 章番号等                                    | 区分 | 意見等内容                                                                                                                                                                                                                   | 回答                                                                            |
|----|---------------|-----------------------------------------|----|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------|
| 14 | 31            | 表3.2.2.1<br>ディスク<br>装置①<br>要求仕様         | 提案 | 項番:7 項目:その他 について、「シンプロビジョニング機能が利用できること」の文言の追記をお願い致します。<br>本要件を追することにより事前に増設時のサーバの再起動等が不要となり、導入時のコスト削減、増設時のリードタイムの削減が可能となります。                                                                                            | ハードウェア拡張性等要件と併せて、ご提案内容について検討を行います。                                            |
| 15 | 31            | 表3.2.2.1<br>ディスク<br>装置①<br>要求仕様         | 提案 | 項番:7 項目:その他 について、「遠隔地コピーを行う際にプロトコル変換ルータを必要とせずにコピーが可能なこと」の文言の追記をお願い致します。<br>本要件を追することにより遠隔地コピーの際にFCIP変換ルータが不要となり、大幅なコスト削減が可能となります。                                                                                       | FCIP変換ルータは本システムの関連システムにおいて既に実装されており、これを介して遠隔地コピーを行う予定であるため、ご提案の要件については参考とします。 |
| 16 | 31            | 表3.2.2.2<br>ディスク<br>装置②<br>要求仕様         | 提案 | 項番:1 項目:インターフェース について、「active-activeで利用可能であること」の文言の追記をお願い致します。<br>本要件を追加することにより2コントローラでも最大限の性能を発揮することが可能となり、また負荷分散が可能となりますので障害の発生率を抑制することができ、可用性の向上にも繋がります。                                                             | 項番10を参照してください。                                                                |
| 17 | 31            | 表3.2.2.2<br>ディスク<br>装置②<br>要求仕様         | 提案 | 項番:3 項目:内蔵HDD について、「分散スベアディスク方式であること」の文言の追記をお願い致します。<br>本要件を追加することによりスベアディスクへのデータ退避の時間を短縮することが可能となり、RAID5での使用環境においても可用性の向上が可能となります。                                                                                     | 項番10を参照してください。                                                                |
| 18 | 31            | 表3.2.2.2<br>ディスク<br>装置②<br>要求仕様<br>一覧   | 提案 | 項番:3 項目:内蔵HDD について、「搭載ディスクの全てを利用して単一のストレージプールを作成可能なこと」の文言の追記をお願い致します。<br>本要件を追加することにより単一のプールから必要なだけのボリュームをサーバに割り当てることが可能となり、搭載した容量を極限まで高効率にて利用することが可能となります。また単一のプールを作成することで物理設計が不要となるので、運用性の容易化が可能となります。                | 項番10を参照してください。                                                                |
| 19 | 31            | 表3.2.2.2<br>ディスク<br>装置②<br>要求仕様         | 提案 | 項番:7 項目:その他 について、「シンプロビジョニング機能が利用できること」の文言の追記をお願い致します。<br>本要件を追することにより事前に増設時のサーバの再起動等が不要となり、導入時のコスト削減、増設時のリードタイムの削減が可能となります。                                                                                            | 項番14を参照してください。                                                                |
| 20 | 31            | 表3.2.2.2<br>ディスク<br>装置②<br>要求仕様         | 提案 | 項番:7 項目:その他 について、「遠隔地コピーを行う際にプロトコル変換ルータを必要とせずにコピーが可能なこと」の文言の追記をお願い致します。<br>本要件を追することにより遠隔地コピーの際にFCIP変換ルータが不要となり、大幅なコスト削減が可能となります。                                                                                       | 項番15を参照してください。                                                                |
| 21 | 33            | 表3.2.3.1<br>項番1                         | 要望 | 運用管理端末のOSについて、「Windows 8.1 Professional 32bitが正常に動作すること」との記載がございますが、市場動向を考慮しますとWindows 8.1 Professional 64bitに対応したハードウェアが主流となります。そのため、「Windows 8.1 Professional 64bitが正常に動作すること」という要件に見直しをお願い致します。                      | ご意見をふまえ、「Windows 8.1 Professional」のbit数について検討を行います。                           |
| 22 | 36            | 表3.2.5.3<br>表3.2.5.4<br>表3.2.5.5<br>項番2 | 要望 | L3スイッチ、L2スイッチ①およびL2スイッチ②の要求仕様について、「最大MACエン트리数:33,000以上」とありますが、MACエン트리数の単位として、「32,768」の次は、「49,152」、その次は「65,536」といった単位となります。コスト低減、ご提案可能機器の間口を広げるため、「最大MACエン트리数:32,768以上」として頂けますよう宜しくお願い致します。                              | ご意見をふまえ、L3スイッチおよびL2スイッチの最大MACエン트리数について検討を行います。                                |
| 23 | 36            | 表3.2.5.3<br>表3.2.5.4<br>表3.2.5.5<br>項番3 | 要望 | L3スイッチ、L2スイッチ①およびL2スイッチ②の要求仕様について、「STP、RSTPをサポートしていること」とありますが、本機能では障害時の切替に最大数十秒の時間を要してしまいます。また、当該要件は、障害発生に伴う経路切り替えを実施することが目的と見受けられます。そのため、STP、RSTPといったプロトコル依存の機能に限定するのではなく、「高速な(数秒以内)切替が可能な冗長化機能を有すること」との記載に変更をお願い致します。 | ご意見をふまえ、L3スイッチおよびL2スイッチの冗長化機能について検討を行います。                                     |
| 24 | 36            | 表3.2.5.3<br>L3スイッチ要求仕様一覧                | 要望 | 項番:2 項目:性能 「最大Macエン트리数:33,000以上」について、本要件が必須である明確な根拠が無い為、価格面において最適な製品選定ができないと考えます。<br>この文言の削除、または「最大Macエン트리数:32,000以上」への要件緩和のご検討をお願いいたします。                                                                               | 項番22を参照してください。                                                                |
| 25 | 36            | 表3.2.5.3<br>項番3                         | 提案 | L3スイッチの要求仕様として、スタティックルーティングの機能が必要と考えます。そのため、以下の要求仕様の追加をご提案致します。<br>＜追加＞<br>スタティックルーティング機能をサポートしていること                                                                                                                    | ご意見をふまえ、L3スイッチの要求仕様について検討を行います。                                               |
| 26 | 36            | 表3.2.5.3<br>L3スイッチ要求仕様一覧                | 提案 | 項番:4 項目:電源 について、「電源は内部冗長電源とすること」の文言の追記をお願い致します。<br>本要件を追加することで、ラックの省スペース、およびシステムの可用性をあげシステム全体の性能を維持することができるものと考えます。                                                                                                     | ご意見をふまえ、L3スイッチおよびL2スイッチの電源要件について検討を行います。                                      |
| 27 | 36            | 表3.2.5.4<br>L2スイッチ①<br>要求仕様一覧           | 要望 | 項番:2 項目:性能 「最大Macエン트리数:33,000以上」について、本要件が必須である明確な根拠が無い為、価格面において最適な製品選定ができないと考えます。<br>この文言の削除、または「最大Macエン트리数:32,000以上」への要件緩和のご検討をお願いいたします。                                                                               | 項番22を参照してください。                                                                |
| 28 | 36            | 表3.2.5.4<br>L2スイッチ①<br>要求仕様一覧           | 提案 | 項番:4 項目:電源 について、「電源は冗長電源とすること」の文言の追記をお願い致します。<br>本要件を追加することで、システムの可用性をあげシステム全体の性能を維持することができるものと考えます。                                                                                                                    | 項番26を参照してください。                                                                |

| 項番 | 仕様書の該当箇所<br>頁  | 章番号等                                         | 区分 | 意見等内容                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           | 回答                                                                                            |
|----|----------------|----------------------------------------------|----|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------|
| 29 | 36             | 表3.2.5.5<br>L2スイッチ②<br>要求仕様一覧                | 要望 | 項番:2 項目:性能 「最大Macエン트리数:33,000以上」について、本要件が必須である明確な根拠が無い為、価格面において最適な製品選定ができないと考えます。<br>この文言の削除、または「最大Macエン트리数:32,000以上」への要件緩和のご検討をお願いいたします。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       | 項番22を参照してください。                                                                                |
| 30 | 37             | 表3.2.5.5<br>L2スイッチ②<br>要求仕様一覧                | 提案 | 項番:4 項目:電源 について、「電源は冗長電源とすること」の文言を追記をお願い致します。<br>本要件を追加することで、システムの可用性をあげシステム全体の性能を維持することができるものと考えます。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            | 項番26を参照してください。                                                                                |
| 31 | 39             | 3.3.2                                        | 要望 | 「既存接続機器の所要電力と本件で納入する機器の所要電力を合計した上でメインブレーカの容量を超えないよう、十分留意し」と記載がございますが、既存接続機器の所要電力を本受託者が調査することは困難であると考えます。そのため、既存接続機器の所要電力量が把握できる資料を本公示時に開示していただきますよう宜しくお願い致します。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  | 本公示時に、既存接続機器の所要電力量が把握できる分電盤図等の資料を提示します。                                                       |
| 32 | 43             | 表4.2.3.1<br>項番2                              | 要望 | クラスタリングソフトウェアの要求仕様について、「障害発生時、ノード及びネットワークアダプタ切換えを自動的に行えること」との記載がございますが、ネットワークアダプタ切換えについては、OSやネットワークドライバの機能(Bonding機能やネットワークチームング機能)によりネットワークアダプタの切換えを行うのが一般的と考えます。<br>そのため、上記の「ネットワークアダプタ切換えを自動的に行えること」との要件は、「障害発生時に仮想IPアドレスの切換えが自動的に行えること」という要件に見直しをお願い致します。                                                                                                                                                                                                                   | ご意見をふまえ、クラスタリングソフトウェアの要求仕様について検討を行います。                                                        |
| 33 | 44             | 表4.2.5.1<br>項番6                              | 要望 | バックアップ管理用ソフトウェアの要件として「VSS (Volume Shadow-copy Service: ボリューム・シャドウコピー・サービス) に対応すること」との記載がございます。VSSはWindowsOS上の機能であり、OSがRed Hat Enterprise Linux Server6という要件と矛盾致します。VSSに関する要件の削除をお願い致します。                                                                                                                                                                                                                                                                                        | 項番10を参照してください。                                                                                |
| 34 | 44<br>45       | 表4.2.5.1<br>表4.2.6.1<br>表4.2.7.1<br>項番6      | 要望 | バックアップサーバ、印字サーバ、運用管理サーバのバックアップ管理用ソフトウェアの要件として「2 つ以上のドライブを搭載するテープライブラリを利用 (複数ドライブをサポートし、ドライブの同時利用が可能) であること」との記載がございます。本要件は、LTOライブラリ装置を使用するための要件と理解しておりますが、LTOライブラリ装置を利用するサーバについてご教示願います。<br>また、LTOライブラリ装置を使用しないサーバについては、費用低減の観点から(オプションライセンスの削除等)テープドライブに関する要件の削除をお願い致します。                                                                                                                                                                                                      | 項番10を参照してください。                                                                                |
| 35 | 44<br>45<br>46 | 表4.2.5.1<br>表4.2.6.1<br>表4.2.7.1<br>表4.2.8.1 | 提案 | 各サーバの外部記憶装置の要求仕様にて、「内蔵RDXドライブ」の記載がございますが、内蔵RDXドライブは、各サーバのシステムバックアップ取得やシステムリストアを行うことが目的であると理解しております。<br>一方、バックアップ管理用ソフトウェアの要件に、「複数ソースにあるデータを1 台のテープドライブに同時にバックアップし、テープドライブの性能を最大限に引き出す「マルチプレキシング」機能を有すること」や「セットアップ済みのサーバのシステムディスクイメージやOS パッチ、サービスパックを複数サーバに一括配信し、自動でインストール可能であること」といった記述がございます。本要件は、各サーバからシステムバックアップを取得することやシステムリストアを行うことを目的とした機能であり、機能の重複が見受けられます。<br>これらの重複する機能要件については、経費低減の観点から削除を行われてはいかがでしょうか。                                                              | 項番10を参照してください。                                                                                |
| 36 | 45             | 表4.2.7.1<br>項番1                              | 要望 | 運用管理サーバのOSの記載について、「Red Hat Enterprise Linux 又は Windows Server 2012 R2」との記載がございますが、提案するバックアップ方式およびバックアップ管理用ソフトウェアによっては、Windows Server OSを採用する必要があると考えます。<br>本調達仕様書の現状の記載のとおり、運用管理サーバのOSについては、Windows Server 2012 R2に関するOS選定の余地を持たせて頂けますようご検討のほど宜しくお願い致します。<br><br>また、以下の製品はWindowsOS上でのみ動作致します。<br><br>・JP1/Integrated Management - View<br>・JP1/Automatic Job Management System 3 - Print Option<br>・JP1/Automatic Job Management System 3 - View<br>・Trend Micro Control アドバンス | ご意見をふまえ、運用管理サーバのOSについて、ジョブ管理用ソフトウェア等と併せて要件を検討します。                                             |
| 37 | 45             | 表4.2.7.1<br>項番5                              | 要望 | P46 表4.2.9.1 運用管理端末のウィルス対策ソフトウェア要件である「ウイルスバスターCorp. Plus」は、クライアント製品のみでは導入できません。ウイルスバスターCorpのサーバ製品の導入が必要となるため、運用管理サーバのウィルス対策ソフトウェアの名称を「ServerProtect for Windows」から、「ServerProtection for Windows」に変更していただきますよう宜しくお願い致します。                                                                                                                                                                                                                                                       | ご指摘をふまえ、運用管理サーバのウィルス対策ソフトウェアについて検討します。                                                        |
| 38 | 45             | 4.2.7                                        | 提案 | 運用管理サーバはディスク装置③とFC接続するため、ストレージ管理用ソフトウェア(ディスク装置とサーバ間のパスの冗長化)を導入することで信頼性の向上が可能と考えます。そのため、本番環境の運用管理サーバへのストレージ管理用ソフトウェアの導入をご提案致します。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 | ご意見をふまえ、運用管理サーバへのストレージ管理用ソフトウェアの導入について検討します。                                                  |
| 39 | 47             | 5.1.1                                        | 要望 | サーバの信頼性要件について、「機器の冗長化を行い、単一障害点が発生しない構成とすること。」と記載がありますが、本番環境用のバックアップサーバについては1台構成となっております。そのため、「単一構成の機器については、ハードウェア単体で実現可能な冗長化を行えること」という旨の記載を追加して頂けますようご検討のほど宜しくお願い致します。                                                                                                                                                                                                                                                                                                          | ご意見をふまえ、サーバの信頼性要件について検討を行います。                                                                 |
| 40 | 47             | 5.1.2                                        | 質問 | ネットワークの信頼性要件について、「機器及び経路の冗長化により、機器障害やケーブル障害に対し、可用性を確保すること」と記載がありますが、本調達の受託者が導入する機器および機器間だけでなく、本番環境については、他業者様と接続する経路についても冗長化を行い、可用性を確保する必要があるとの認識でよろしいでしょうか。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     | ご認識のとおり、項2.5.1 (4) ①、③、⑤、⑦および⑧の各項において「受託者が対応する範囲」として示す、他業者と接続する経路についても冗長化を行い、可用性を確保する必要があります。 |



| 項番 | 仕様書の該当箇所 |                       | 区分 | 意見等内容                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        | 回答                                                                                                                                                                                                                                               |
|----|----------|-----------------------|----|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|    | 頁        | 章番号等                  |    |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |                                                                                                                                                                                                                                                  |
| 41 | 50       | 7.3.1<br>(2)<br>7.3.2 | 要望 | <p>7.3.1 基盤テスト (2)基盤結合テストについて、「受託者は、ハードウェア観点のテストシナリオを策定し。」との記載がございますが、ハードウェア観点だけでなく、P12「表2.5.1.1 環境設計/環境構築の役割分担」のとおり、受託者が設計、構築したソフトウェアについても対象に含まれるとの認識です。</p> <p>同様に、7.3.2 総合テストについても「ハードウェア観点での動作確認を行うこと。」との記載がございますが、同様にハードウェア観点だけでなく、受託者が設計、構築したソフトウェアについても対象とし、動作確認を行う必要があると認識しております。</p> <p>認識に相違がないようでしたら、作業範囲の明確化のため、ハードウェア観点だけではなく、受託者が設計、構築したソフトウェアについても対象となるよう、記載の見直しをお願い致します。</p> | <p>基盤結合テスト時において受託者は、自らが設計または構築を行ったハードウェアおよび市販ソフトウェアについて、それぞれの観点によるテストシナリオを策定します。</p> <p>なお、総合テスト時における受託者の役務は、アプリケーション開発等業者による総合テストの円滑な実施に必要な支援を行うことであり、照会対応およびパラメータのチューニングレベルでの設定変更等を想定していません。</p> <p>したがって、項7.3.1(2)および7.3.2の記述について修正を行います。</p> |
| 42 | 50       | 7.3.1<br>7.3.2        | 質問 | <p>本システムは、P1「表2.2.1 用語の定義」やP3「表2.3.1 関連業者一覧」の記載がございます。統合ネットワーク、ねんきんネット、番号管理システム、郵便物管理システム、情報交換支援システム、年金給付システム、統合運用管理基盤、暫定給付システム等を含む複数のシステムとの連携が存在するという認識です。</p> <p>そのため、各連携システムとのテストの実施にあたっては、受託者が設計、環境構築を実施したOSやネットワーク機器への環境変更やネットワークの切り替え作業等が必要になると認識しております。</p> <p>基盤結合テストや総合テスト時に受託者は、設計、構築したハードウェアおよびソフトウェアに対する環境変更作業や動作確認等の対応を実施する必要があるとの認識でよろしいでしょうか。</p>                             | <p>各連携システムとのテスト時において受託者は、自らが設計または構築を行ったOSやネットワーク機器への環境変更やネットワークの切替作業等を実施します。</p> <p>なお、基盤結合テスト時、総合テスト時における受託者の役務は、項番41を参照してください。</p>                                                                                                             |
| 43 | 52       | 8.1                   | 質問 | <p>移行作業に関する支援作業について、「受託者は、機構及び関連業者と連携して環境切替作業の支援を行う必要がある」との記載がございますが、受託者が設計、構築したハードウェアおよびソフトウェアに関する環境変更作業や動作確認に加え、移行作業時の事前バックアップや事後バックアップ等の対応についても実施する必要があるとの認識でよろしいでしょうか。</p>                                                                                                                                                                                                               | <p>ご認識のとおり、受託者は移行作業前後のバックアップ等の対応についても実施します。</p>                                                                                                                                                                                                  |
| 44 | 55       | 9.3.2                 | 質問 | <p>機器導入から本番稼働までの間、本調達の受託者が実施する総合テスト支援をはじめとした各種支援作業は、平日日中帯だけでなく、休日や夜間についても対応が発生しますでしょうか。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                  | <p>ご認識のとおり、受託者の役務である各種支援作業の実施にあたっては、休日および夜間における対応も必要となります。</p>                                                                                                                                                                                   |